

マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きなく、
高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。
限度額適用認定証の事前申請は不要となりますので、
マイナ保険証をぜひご利用ください。

常務理事	事務長	係

健康保険限度額適用認定申請書

被保険者証 記号・番号		[記号]	[番号]		
被 保 険 者	フリガナ			生年月日	昭和 平成 年 月 日
	氏名				
	住所	〒 —			
	電話番号	TEL ()			
認 定 証 交 付 対 象 者	※対象者が被保険者本人の場合、記入の必要はありません				
	氏名			被保険者 との続柄	
	生年月日	昭和 平成 令和 年 月 日	性別	男 ・ 女	
療養予定期間		令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日			

() 希 望 に 送 付 先 ()	<input type="checkbox"/> 社内便	※社内便を確実に受取り頂けるよう、詳細をご記入ください。			
		会社名			
		事業所名 スタジオ名	部署名		
<input type="checkbox"/> 郵便	<input type="checkbox"/> 上記住所(被保険者住所)と同じ <input type="checkbox"/> その他(送付先をご記入ください) (住所) 〒 — (宛先)				

申 請 代 行 者	※被保険者以外の方が申請する場合は下記ご記入ください。				
	氏名			被保険者 との関係	<input type="checkbox"/> 事業所担当者 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> その他()
	電話番号 (日中の連絡先)	TEL ()	申請代理理由	<input type="checkbox"/> 被保険者本人が入院中で外出できないため <input type="checkbox"/> その他()	

上記のとおり健康保険限度額適用認定証の交付を申請します。

【注意事項】

- 認定証の発効年月日は、申請のあった日(当健保受付日)の属する月の初日となります。
受付月の初日より前に遡っての交付は出来ませんので、ご了承ください。
- 有効期間は、申請があった月の初日から6ヵ月間となります。長期療養となる場合は、
再申請をお願いいたします。
- 第三者行為による負傷(交通事故等)の場合は、事前に健保組合までご連絡ください。**

【申請方法】

- 太枠内にご記入後、事業所担当者(会社の人事等)経由でご提出頂くか、
社内便もしくは郵便にて直接健保組合までお送りください。
- 健保組合にて受付後、2~3日(営業日)以内に発送いたします。(記入不備等ない場合)

【健保組合記入欄】

資格取得(認定)日	S・H・R 年 月 日
標準報酬月額	千円
所得区分	ア・イ・ウ・エ
(受付印)	